

建設リサイクル推進計画 2014

平成26年9月

国 土 交 通 省

目 次

1. 本計画の位置づけ	
(1) 計画策定の背景と目的	2
(2) 計画の実施主体と対象	3
(3) 計画のフォローアップ	4
2. 中期的に目指すべき方向性	
(1) 主要課題	5
(2) 品目毎の課題	8
(3) 目標設定	13
3. 新たに取り組むべき重点施策	18
(1) 建設副産物物流のモニタリング強化	
(2) 地域固有の課題解決の促進	
(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進	
(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進	
(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	
(6) 建設工事における再生資材の利用促進	
(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	
4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策	25
(1) 情報管理と物流管理	
(2) 関係者の連携強化	
(3) 理解と参画の推進	
(4) 建設リサイクル市場の育成	
(5) 技術開発等の推進	
(6) 発生抑制	
(7) 現場分別	
(8) 再資源化・縮減	
(9) 適正処理	
(10) 再使用・再生資材の利用	

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

①背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正。以下、資源有効利用促進法）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、循環型社会形成推進基本法が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法）」によって、完全施行の平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

「建設リサイクル法」の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成17年度には9.2%、平成20年度には9.4%とさらに向上した。

加えて、「建設リサイクル推進計画2008」では、計画の基本的考え方として、「①関係者の意識の向上と連携強化」、「②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開」、「③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の3つを柱に据え、それに基づき様々な角度から各種施策展開を図った結果、平成24年度の建設廃棄物の再資源化・縮減率は9.6%と着実に向上した。

しかし、建設副産物のリサイクルが着実に成果を挙げている一方で、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、平成24年度の建設廃棄物の排出量が平成20年度より13.9%増加しており、その取り組みは十分とは言い難い。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少しており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度）を

建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連工事等の本格化や社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

②計画の目的

以上のような状況を鑑みて、社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の各々に設置された「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」（平成26年8月）を踏まえ、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定した。

（2）計画の実施主体と対象

本計画は、国土交通省直轄工事や地方公共団体等が実施する全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としているが、他省庁や民間等が行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、本計画が反映されることを期待している。

なお、本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年とする。

(3) 計画のフォローアップ

①実施方法

本計画に示した目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年の建設副産物物流のモニタリング調査や、従来からの建設副産物実態調査等により把握・評価する。これらのフォローアップや取り組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の有識者を含め助言等を頂き、効果的な施策の実施を図ることとする。

②計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。